

告

鳥取縣告示第一號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により鳥取市中ノ郷區農地委員會委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年一月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十三年一月十日より昭和二十三年一月十四日まで

鳥取縣告示第二號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十三年一月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年一月九日 金曜日
第千八百七十二號

本書ノ大半サハ國定規格A列5

本籍地 日野郡石見村大字中石見九八
現住所及開業地 同 上石見八八三

昭和二十二年十二月十二日第一、二三三號

伊 田 逸 子

本籍地 八頭郡河原町大字渡一本一五五
現住所及開業地 同 二六

昭和二十二年十二月十二日第一、二三四號

齊 藤 至 子

本籍地 東伯郡北谷村大字三江三七一
現住所及開業地 同

昭和二十二年十二月十二日第一、二三五號

高 橋 文 枝

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 休日(當ル) 昭和二十三年一月九日 第九日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

本籍地 西伯郡御來屋町九〇八
 現住所及開業地 同 餘子村大字竹内一、一一一
 昭和二十二年十二月十二日第一、二三六號

吉 田 春 子
 明治四十二年九月二十四日生

本籍地 福岡縣築上郡八屋町大字赤熊五二四
 現住所及開業地 氣高郡正條村大字勝見

倉 敷 み ち 子
 昭和二十二年十二月十二日第一、二三七號

大正十二年一月二日生

本籍地 西伯郡法勝寺村大字鴨部七〇八
 現住所及開業地 同

松 浦 晴 枝
 昭和二十二年十二月十二日第一、二三八號
 大正十一年九月二十四日生

本籍地 岡山縣阿哲郡神代村大字油野三、七九一
 現住所及開業地 米子市加茂町 森脇病院内

昭和二十二年十二月十二日第一、二三九號

大 川 壽 美 惠
 大正十五年九月十八日生
 本籍地 氣高郡正條村大字八東水六八六
 現住所及開業地 同 濱村
 昭和二十二年十二月十二日第一、二四〇號

細 岡 光 子
 明治四十二年九月二十日生

本籍地 福岡縣福岡市萬行寺前町二三
 現住所及開業地 東伯郡浦安町金市四二三

龜 井 久 子
 昭和二十二年十二月十二日第一、二四二號
 大正八年七月十五日生

◇鳥取縣告示第三號

醫藥品等配給規則第九條による鳥取縣醫藥品地方販賣業者を左の通り登録する。

昭和二十三年一月九日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録者氏名
 番號 名稱

同七營業所々在地

- 一 山田芳藏 鳥取市川端町四丁目二九番地
- 二 林兼太郎 同 川端四丁目
- 三 常田雅雄 同 東品治町百十四番地七
- 四 大村久兵衛 同 片原三丁目三十四番地
- 五 鳥取地方醫藥品 同 元魚町三丁目九番地
 販賣商業協同組合
- 六 河本重太郎 東伯郡倉吉町大字東伸町二六一八
- 七 小林直治 同 明治町一〇三二番地六
- 八 倉吉地方醫藥品 同 銀治町一丁目
 販賣商業協同組合 二八〇四番地
- 九 富谷義郎 同 河原町一、九〇四番地
- 〇 稻田松太郎 米子市紺屋町一番地
- 一 杉原幸子 同 笹町二丁目一四二番地
- 二 増谷慶一郎 西伯郡境町相生町二三
- 三 木下貞次郎 米子市西倉吉町
- 四 明治商事株式會社 米子出張所 笹町二丁目二十三番地
 米子地方醫藥品 同 大町三〇
 販賣商業協同組合

一六 市川彌壽雄 東伯郡橋津村大字新津二二〇番地
 計 一六名

◇鳥取縣告示第四號

昭和二十二年七月三十一日農林省令第六十三號青果物及漬物配給規則第十五條の規定に基き青果物の生産地域別出荷機關を次の通り認可登録した。

昭和二十三年一月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

生産地	登録番號	出荷機關	所在地	登録者氏名
東伯郡	一五	東伯郡西郡青果物出荷組合	東伯郡上山村	山本正信
西伯郡	一六	西伯郡南部同	西伯郡天津村	龜尾丹土
日野郡	一七	日野郡同	日野郡根雨町	佐々木顯一

◇鳥取縣告示第五號

動力機摺業免許證を次の者に對して下付した。
 昭和二十三年一月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00689

免許證番號	住所	氏名	生年月日
一七〇九	東伯郡南谷村 安歩五一九	岸本健二郎	明治三十三年三月二十日
一七一〇	同上中山村 樋口一四四	畑 薫	大正三年十月二十九日
一七一〇	米子市上福原 一六八	堀 安憲	明治二十三年七月四日
一七二二	同兩三柳 四五一三	高光庄一	大正三年十二月八日
一七二三	東伯郡倉人村 方地九四二	藤田行雄	同 八年二月五日

鳥取縣告示第六號

物價統制令第四條の規定によつて、亜鉛鐵板の小賣業者販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年六月鳥取縣告示第二百七十號(亞鉛鐵板の統制額に小賣業者が加算すべき額指定の件)は、これを廢止する。

昭和二十三年一月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、平 板	單位	一枚	小賣業者統制額
厚及び寸法			

〇、二九ミ (三一番) 三トイ×六トイ	八八、四〇
〇、二九同 (三一番) 三同 ×七同	一〇六、六〇
〇、二九同 (三一番) 三同 ×八同	一一一、六〇
〇、三五同 (二九番) 三同 ×六同	一〇一、四〇
〇、三五同 (二九番) 三同 ×七同	一一一、六〇
〇、三五同 (二九番) 三同 ×八同	一二一、五〇
〇、四〇同 (二八番) 三同 ×六同	一一五、七〇
〇、四〇同 (二八番) 三同 ×七同	一二八、五〇
〇、四〇同 (二八番) 三同 ×八同	一三八、〇〇
〇、四五同 (二七番) 三同 ×六同	一二三、九〇
〇、四五同 (二七番) 三同 ×七同	一四七、六〇
〇、四五同 (二七番) 三同 ×八同	一六八、四〇
〇、五〇同 (二六番) 三同 ×六同	一五六、五〇
〇、五〇同 (二六番) 三同 ×七同	一六四、五〇
〇、五〇同 (二六番) 三同 ×八同	一八七、二〇
〇、五五同 (二五番) 三同 ×六同	一四五、六〇
〇、五五同 (二五番) 三同 ×七同	一七六、二〇
〇、五五同 (二五番) 三同 ×八同	一九九、六〇

00690

10200

一、浪 板	單位	一枚	小賣業者統制額
厚及び寸法			
〇、六〇同 (二四番) 三同 ×六同	一五八、〇〇		
〇、六〇同 (二四番) 三同 ×七同	一九一、八〇		
〇、六〇同 (二四番) 三同 ×八同	二一七、八〇		
〇、七〇同 (二三番) 三同 ×六同	一七八、八〇		
〇、九〇同 (二二番) 三同 ×六同	二二九、五〇		
一、二〇同 (一八番) 三同 ×六同	二九九、七〇		
一、二〇同 (一八番) 二六 ×七八 インチ インチ	二四〇、五〇		
一、二〇同 (一八番) 二六 ×七八 インチ インチ	二六〇、六〇		
一、六〇同 (一六番) 三トイ×六トイ	三八〇、三〇		
一、六〇同 (一六番) 二六 ×七八 インチ インチ	三〇八、八〇		
一、六〇同 (一六番) 二六 ×七八 インチ インチ	三〇七、四〇		
本表平板に浪付加工を施して販賣する場合は本表統制額に左に定むる浪付賃を加算することができる。			
二八番乃至三一番	一枚につき	一圓〇〇	
二六番乃至二七番	同	二、〇〇	
二五番	同	四、〇〇	
二四番	同	六、〇〇	
二三番	同	九、〇〇	
二〇番	同	一五、〇〇	
〇、二九ミ (三一番) 二、五トイ×六トイ	七六、一〇		
〇、二九同 (三一番) 二、五同 ×七同	九〇、四〇		
〇、二九同 (三一番) 二、五同 ×八同	一〇一、七〇		
〇、三五同 (二九番) 二、五同 ×六同	八五、八〇		
〇、三五同 (二九番) 二、五同 ×七同	一〇二、七〇		
〇、三五同 (二九番) 二、五同 ×八同	一一七、〇〇		
〇、四〇同 (二八番) 二、五同 ×六同	九八、二〇		
〇、四〇同 (二八番) 二、五同 ×七同	一一七、〇〇		
〇、四〇同 (二八番) 二、五同 ×八同	一三一、九〇		
〇、四五同 (二七番) 二、五同 ×六同	一〇六、〇〇		
〇、四五同 (二七番) 二、五同 ×七同	一二六、八〇		
〇、四五同 (二七番) 二、五同 ×八同	一四三、〇〇		
〇、五〇同 (二六番) 二、五同 ×六同	一一六、四〇		
〇、五〇同 (二六番) 二、五同 ×七同	一三九、一〇		
〇、五〇同 (二六番) 二、五同 ×八同	一六一、九〇		

〇、五五同(二五番)二、五同	×六同	一二七、四〇
〇、五五同(二五番)二、五同	×七同	一五二、八〇
〇、五五同(二五番)二、五同	×八同	一七二、九〇
〇、六〇同(二四番)二、五同	×六同	一三七、八〇
〇、六〇同(二四番)二、五同	×七同	一六七、七〇
〇、六〇同(二四番)二、五同	×八同	一九〇、五〇
〇、七〇同(二三番)二、五同	×六同	一六三、二〇
〇、七〇同(二三番)二、五同	×七同	一九三、七〇
〇、七〇同(二三番)二、五同	×八同	二二二、七〇
本表浪板に浪付加工を施さずして販賣する場合は、本表統制額より左に定むる浪付賃を減ずるものとする。		
二八番乃至三一番	一枚につき	一圓〇〇
二六番乃至二七番		一〇〇
二五番		四〇〇
二四番		六〇〇
二三番		九〇〇
三、短尺ものの最高販賣価格は、厚に應じ平板三×六も價格を基準とし、面積比により算出するものとする		

る。
計算の場合拾銭未満の端数は切捨てるものとする。
四、本表価格は賣主の店先渡しの場合とし、荷造包装費を含む。

公 告

官立高専入學志願者に對する公示
昭和二十三年一月八日
鳥取市東町鳥取師範學校内
進學適性検査鳥取縣監理委員會

昭和二十三年度官立高等專門學校に入學志願するものは、其の學校の入學試験とは別に二月十日全國一齊に各府縣で行われる進學適性検査を受けて置かなければ入學試験を受けることが出来ない。
進學適性検査は入學志願者の所在の如何を問はず志願者居住地最寄の検査場で受験すればよい。
鳥取縣では左の要領で實施する。

- 一、出願書類 受験票(各中等學校で交付する)
 - 二、受験料 金拾圓
 - 三、提出書類
 - (イ) 本縣の學校出身者は、受験票に所要事項を記入し寫眞を貼つて出身學校長を経由して提出する。(受験票は受験番號を記入して出身學校へ返すから受験の際には其を受取り常に携帯すること)
 - (ロ) 他府縣の學校出身者、引揚者、檢定合格者等は、直接監理委員會に提出する。(受験票返送用封筒と返信料を添えること)
 - 四、出願期限 一月二十五日(監理委員會必着のこと)
 - 五、検査期日 二月十日(火)午前九時から十二時半まで
 - 六、検査場所

鳥取市東町	鳥取師範學校
東伯郡上井町	鳥取青年師範學校
米子市長砂町	鳥取縣立米子農商學校
- 注意一、詳細は本監理委員會又は最寄の専門學校か、中等學校に照會のこと。
二、入學出願は、志願校に對して別途に所要手續をとらねばならない。

正 誤

昭和二十二年十一月二十八日付鳥取縣公報第千八百六十四號中次のように正誤する。
頁 條 項 正 誤
六 倉吉西中學校 組合立 町立

彙 報

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件
(連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令)

(昭和二十一年十月二十九日付本欄参照)
昭和二十二年十一月十五日以降本件に關係せる官報登載連合國最高司令官發 日本政府宛 覺書は左記の通りである。

記

一、宣傳用出版物の沒收に關する件
(昭和二十二年十二月十日付官報参照)